

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5581991号
(P5581991)

(45) 発行日 平成26年9月3日(2014.9.3)

(24) 登録日 平成26年7月25日(2014.7.25)

(51) Int. Cl.	F 1				
G 0 9 F	1/08	(2006.01)	G 0 9 F	1/08	L
G 0 9 F	3/04	(2006.01)	G 0 9 F	3/04	Z
G 0 9 F	3/00	(2006.01)	G 0 9 F	3/00	M
B 6 5 D	23/00	(2006.01)	B 6 5 D	23/00	H

請求項の数 4 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願2010-259979 (P2010-259979)	(73) 特許権者	000003193
(22) 出願日	平成22年11月22日(2010.11.22)		凸版印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2012-113035 (P2012-113035A)		東京都台東区台東1丁目5番1号
(43) 公開日	平成24年6月14日(2012.6.14)	(72) 発明者	中山 博史
審査請求日	平成25年10月21日(2013.10.21)		東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
		(72) 発明者	岡見 浩良
			東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
		(72) 発明者	佐野 真一
			東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
		(72) 発明者	横溝 浩一
			東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ボトル用表示体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

首掛け部と表示部とが折罫線を介して連設された板状シートからなるボトル用表示体であって、首掛け部は、分離した2本の切込み線と、これらを接続する2本の谷折罫線とによって区画された中心部と、その外側の周縁部とからなり、中心部は、ボトルキャップの上面に接する天面板と、該天面板と周縁部とを山折罫線と前記谷折罫線を介してつなぐ2枚の接続板とからなる台形形状をなし、周縁部は、周縁部中央部の谷折罫線が谷折りされたV字型形状をなし、周縁部の前記中央部の谷折罫線の内側延長線上に、ボトル首部のあご部に係止させる係止突起を設けたことを特徴とするボトル用表示体。

【請求項 2】

前記表示部は、表面板と裏面板とからなり、ボトルの首部を貫通可能な首貫通孔を有する首係止片を折罫線を介して連設した裏面板を、前記表面板の裏面に固定したことを特徴とする請求項 1 に記載のボトル用表示体。

【請求項 3】

前記表示部は、表面板と裏面板とからなり、裏面板は、前記表面板の側面の折罫線を介して表面板に連設され、該折罫線の対面先端部の糊代において表面板の裏面に固定されており、前記糊代の手前側に設けた開封部を開封することによって表面板の裏面または裏面板の裏面に表示された隠蔽情報が閲覧可能となることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のボトル用表示体。

【請求項 4】

前記隠蔽情報が二次元コードであることを特徴とする請求項 3 に記載のボトル用表示体

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、PETボトル等のボトルの首部に装着して各種情報を表示するための表示体に関する。

【背景技術】

【0002】

PETボトル、アルミボトル等のボトル形状の容器に飲料を充填した商品が多数販売されている。商品の差別化を図るために、あるいは販売キャンペーン等の目的で、ボトルの首部に表示体を装着することが行われる。

【0003】

ボトルの首部に装着する表示体としては、さまざまな形状、材質のものが提案されている。最も簡単なものは、ボトルの首部が貫通できる丸孔をあけたタグを首部に引っ掛けるものである。しかしこれら簡単な構造のタグは、取り付けも簡単である反面、簡単に外れてしまったり、回転してしまい、肝心の表示機能を発揮しない場合がある。

【0004】

特許文献 1 に記載された商品添付用リーフレットは、提供可能な情報量を増やすために、表示部分を折り畳み式のリーフレット構造としたものである。

【0005】

特許文献 1 に記載された商品添付用リーフレットは、大量の情報を提供することが可能であり、しかも折り畳んだリーフを糊付けしてあるため、開封しないと閲覧することができない隠蔽情報を保持することができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

【特許文献 1】特開2000-39843号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

特許文献 1 に記載された商品添付用リーフレットは、ボトルへの取り付け方法が、貫通孔にボトルの首部を通すだけの簡単な構造であるために、取り付け後に、容易に回転したり、上下方向に動いたりする欠点があった。

【0008】

本発明の解決しようとする課題は、容易に回転したり上下に動いたりすることなく確実にボトル首部に固定することが可能なボトル用表示体を提案するものである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記の課題を解決するための手段として、請求項 1 に記載の発明は、首掛け部と表示部とが折罫線を介して連設された板状シートからなるボトル用表示体であって、首掛け部は、分離した 2 本の切込み線と、これらを接続する 2 本の谷折罫線とによって区画された中心部と、その外側の周縁部とからなり、中心部は、ボトルキャップの上面に接する天面板と、該天面板と周縁部とを山折罫線と前記谷折罫線を介してつなぐ 2 枚の接続板とからなる台形形状をなし、周縁部は、周縁部中央部の谷折罫線が谷折りされた V 字型形状をなし、周縁部の前記中央部の谷折罫線の内側延長線上に、ボトル首部のあご部に係止させる係止突起を設けたことを特徴とするボトル用表示体である。

【0010】

また、請求項 2 に記載の発明は、前記表示部が、表面板と裏面板とからなり、ボトルの首部を貫通可能な首貫通孔を有する首係止片を折罫線を介して連設した裏面板を、前記表

10

20

30

40

50

面板の裏面に固定したことを特徴とする請求項 1 に記載のボトル用表示体である。

【 0 0 1 1 】

また、請求項 3 に記載の発明は、前記表示部が、表面板と裏面板とからなり、裏面板は、前記表面板の側面の折罫線を介して表面板に連設され、該折罫線の対面先端部の糊代において表面板の裏面に固定されており、前記糊代の手前側に設けた開封部を開封することによって表面板の裏面または裏面板の裏面に表示された隠蔽情報が閲覧可能となることを特徴とする請求項 1 または 2 に記載のボトル用表示体である。

【 0 0 1 2 】

また、請求項 4 に記載の発明は、前記隠蔽情報が二次元コードであることを特徴とする請求項 3 に記載のボトル用表示体である。

10

【発明の効果】

【 0 0 1 3 】

本発明に係るボトル用表示体は、首掛け部と表示部とが折罫線を介して連設された板状シートからなるものであるから、板紙やプラスチック板を用いて、容易に作成することができる。

【 0 0 1 4 】

また本発明に係るボトル用表示体は、首掛け部が、分離した 2 本の切込み線と、これらを接続する 2 本の谷折罫線とによって区画された中心部と、その外側の周縁部とからなり、中心部は、ボトルキャップの上面に接する天面板と、該天面板と周縁部とを山折罫線と前記谷折罫線を介してつなぐ 2 枚の接続板とからなる台形形状をなし、周縁部は、周縁部中央部の谷折罫線が谷折りされた V 字型形状をなし、周縁部の前記中央部の谷折罫線の内側延長線上に設けた係止突起をボトル首部のあご部に係止させることにより、ボトル首部に固定可能であるから、首掛け部がボトルキャップに対して面で接し、さらに 2 つの係止突起によってボトル首部のあご部に係止するため、ぐらぐらしたり、上下に動いたりせず、ボトルの首部にしっかりと固定することができる。

20

【 0 0 1 5 】

前記表示部が、表面板と裏面板とからなり、ボトルの首部を貫通可能な首貫通孔を有する首係止片を折罫線を介して連設した裏面板を、前記表面板の裏面に固定した構造である場合には、ボトルの首部に対して首掛け部と首係止片の 2 つの固定手段で取り付けられるため、ボトルの首部にさらに確実に取り付けられ、表示体が自然に落下して紛失するような事がなくなる。

30

【 0 0 1 6 】

また表示部が首係止片によって拘束されて位置決めされるため、表示部の角度がほぼ一定となり、表示部が上下にばたばた動いたりすることがなくなる。

【 0 0 1 7 】

またさらに表示部が、表面板と裏面板とからなり、裏面板は、前記表面板の側面の折罫線を介して表面板に連設され、該折罫線の対面先端部の糊代において表面板の裏面に固定されており、前記糊代の手前側に設けた開封部を開封することによって表面板の裏面または裏面板の裏面に表示された隠蔽情報が閲覧可能となるようにした場合には、表示部を籤としたり、キャンペーンに応募するための動機付けとするなど、販売促進手段として用いることができる。

40

【 0 0 1 8 】

この場合に、本発明に係るボトル用表示体は、容易に取り外したり開封して元通りにすることができないため、籤や情報だけを不正に取得される危険性を最小限にすることができる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 9 】

【図 1】図 1 は、本発明に係るボトル用表示体の請求項 1 に係る実施態様の一例を示した斜視図である。

【図 2】図 2 は、図 1 に示したボトル用表示体のブランク形状を示した平面図である。

50

【図3】図3は、本発明に係るボトル用表示体の請求項2に係る実施態様の一例を示した斜視図である。

【図4】図4は、図3に示したボトル用表示体のブランク形状を示した平面図である。

【図5】図5は、本発明に係るボトル用表示体の請求項3に係る実施態様のブランク形状の一例を示した平面図である。

【図6】図6は、本発明に係るボトル用表示体の請求項3に係る実施態様のブランク形状の他の例を示した平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0020】

以下図面に従って、本発明に係るボトル用表示体を実施するための形態について詳細に説明する。図1は、本発明に係るボトル用表示体(1)の請求項1に係る実施態様の一例を示した斜視図である。また図2は、図1に示したボトル用表示体(1)のブランク形状を示した平面図である。

【0021】

本発明に係るボトル用表示体(1)は、首掛け部(10)と表示部(20)とが折罫線(2)を介して連設された板状シートからなる。首掛け部(10)は、分離した2本の切込み線(11a、11b)と、これらを接続する2本の谷折罫線(17a、17b)とによって区画された中心部(12)と、その外側の周縁部(13)とからなる。中心部(12)は、ボトルキャップの上面に接する天面板(14)と、天面板(14)と周縁部(13)とを山折罫線(16)と谷折罫線(17a、17b)を介してつなぐ2枚の接続板(15a、15b)とからなる台形形状をなしている。周縁部(13)は、周縁部中央部の谷折罫線(18)が谷折りされたV字型形状をなしている。本発明に係るボトル用表示体(1)は、周縁部(13)の中央部の谷折罫線(18)の内側延長線上に設けた係止突起(19)をボトル首部のあご部に係止させることにより、ボトル首部に固定可能である。

【0022】

このように、本発明に係るボトル用表示体は、首掛け部(10)の構造が、ボトルキャップの上面に接する天面板(14)を中心とした台形形状の上部分と、周縁部(13)が、中央部の谷折罫線(18)で谷折りされたV字型形状の下部分とによってボトルキャップの部分を挟み付けるような構造であるため、堅固に取り付けられ、ぐらぐらしたり、容易に回転したりしない。しかもボトルへの取付は、ボトル用表示体(1)をボトルキャップに上から被せるだけの簡単な操作で取り付けられる。

【0023】

図3は、本発明に係るボトル用表示体(1)の請求項2に係る実施態様の一例を示した斜視図である。また図4は、図3に示したボトル用表示体(1)のブランク形状を示した平面図である。図3、4に示した実施態様においては、表示部(20)が、表面板(21)と裏面板(22)とからなり、ボトルの首部を貫通可能な首貫通孔(24)を有する首係止片(23)を折罫線(26)を介して連設した裏面板(22)を、表面板(21)の裏面に固定したことを特徴とする。

【0024】

図4に示した実施態様においては、裏面板(22)が折罫線(25)を介して表面板(21)に連設されているが、裏面板(22)は独立した板片を表面板(21)の裏面に固定してもよい。この場合、裏面板(22)は、糊代のみ小さいものであってもよい。

【0025】

首係止片(23)を設けた場合、表示部(20)が首係止片(23)によって拘束されて位置決めされるため、表示部(20)の角度がほぼ一定となる。表示部(20)の角度は、折罫線(26)から首貫通孔(24)までの距離によって決まる。図3の例では、表示部(20)はほぼ垂直であるが、この距離を長くすることにより、表示部(20)の角度を、上向きにすることもできる。首係止片(23)によって表示部(20)が拘束される結果、表示部(20)が上下にぱたぱた動いたりすることがなくなる。

【0026】

10

20

30

40

50

図3、4に示したボトル用表示体(1)をボトルの首部に取り付けるには、まず首貫通孔(24)をボトルの首部に貫通させ、次いで首掛け部(10)をボトルキャップに被せる。取り付け動作が、上から下への一方向であるから、取り付けに要する手間は、図1、2に示した実施態様の場合と大差はない。

【0027】

首掛け部(10)の構造は、図1、2に示した実施態様と同様であるので、説明は省略する。

【0028】

図5は、本発明に係るボトル用表示体(1)の請求項3に係る実施態様のブランク形状の一例を示した平面図である。また図6は、本発明に係るボトル用表示体(1)の請求項3に係る実施態様のブランク形状の他の例を示した平面図である。

10

【0029】

図5、6に示した実施態様においては、表示部(20)が、表面板(21)と裏面板(22)とからなり、裏面板(22)は、表面板(21)の側面の折罫線(25)を介して表面板(21)に連設され、折罫線(25)の対面先端部の糊代(27)において表面板(21)の裏面に固定されている(図示せず)。糊代(27)の手前側に設けた開封部(28)を開封することによって表面板(21)の裏面または裏面板(22)の裏面に表示された隠蔽情報(29)が閲覧可能となることを特徴とする。

【0030】

図6に示した実施態様においては、裏面板(22)の上部に折罫線(26)を介して首係止片(23)が連設されている。

20

【0031】

隠蔽情報(29)は、商品を購入した人だけに閲覧が許される情報であり、例えば懸賞の当たり外れを示す籤であったり、懸賞やキャンペーンに応募するためのインターネットサイトを示す情報としたりすることができる。隠蔽情報(29)は、一つひとつ異なるユニーク情報であってもよい。

【0032】

隠蔽情報(29)をQRコード(登録商標)のような二次元コードとすることもできる。二次元コードとすることにより、大量の情報を保持することが出来るため、例えば読み取り機能を持った携帯端末で読み取る事により、即座にキャンペーンに応募したりすることが可能となる。

30

【0033】

隠蔽情報(29)を閲覧するための開封部(28)の構造としては、図5、6に示したようなミシン目線でもよいし、ハーフカット線等でもよい。開封部(28)の構造としては、容易に開封できるが、一旦開封すると開封したことが一目で分かり、しかも元に戻せないものが良い。

【0034】

本発明に係るボトル用表示体(1)は、取り付けが容易である反面、簡単に取り外したり、あるいは一旦開封して元通りにすることはできないため、籤や情報だけを不正に取得される危険性は、小さい。

40

【0035】

本発明に係るボトル用表示体に使用する板状シートとしては、板紙やプラスチック板を用いることができる。適当なサイズの板状シートに、オフセット印刷法やスクリーン印刷法等の公知の印刷方法によって印刷を施し、所定の位置に折罫線や切込み線を加工し、所定の外形に打ち抜くことにより、図2、4、5、6に示したようなブランクが得られる。

【0036】

裏面板(22)を表面板(21)の裏面に固定する方法としては、糊代(27)の裏面に接着剤を塗布して接着するのが一般的である。材質が熱可塑性プラスチック板であれば、熱融着によって固定してもよい。

【符号の説明】

50

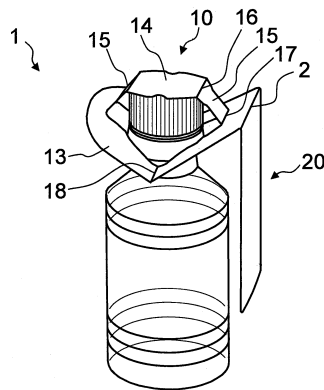
【 0 0 3 7 】

- 1 . . . ボトル用表示体
- 2 . . . 折罫線
- 1 0 . . . 首掛け部
- 1 1 a、1 1 b . . . 切込み線
- 1 2 . . . 中心部
- 1 3 . . . 周縁部
- 1 4 . . . 天面板
- 1 5 a、1 5 b . . . 接続板
- 1 6 . . . 山折罫線
- 1 7 a、1 7 b . . . 谷折罫線
- 1 8 . . . 中央部の谷折罫線
- 1 9 . . . 係止突起
- 2 0 . . . 表示部
- 2 1 . . . 表面板
- 2 2 . . . 裏面板
- 2 3 . . . 首係止片
- 2 4 . . . 首貫通孔
- 2 5 . . . 折罫線
- 2 6 . . . 折罫線
- 2 7 . . . 糊代
- 2 8 . . . 開封部
- 2 9 . . . 隠蔽情報

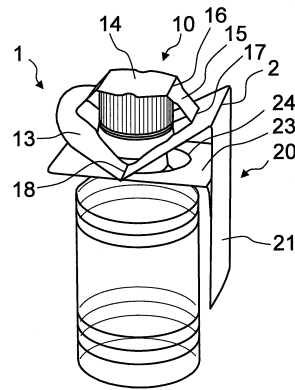
10

20

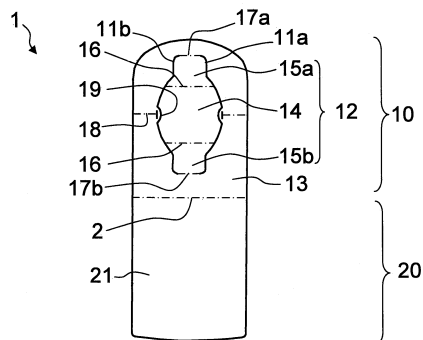
【 図 1 】



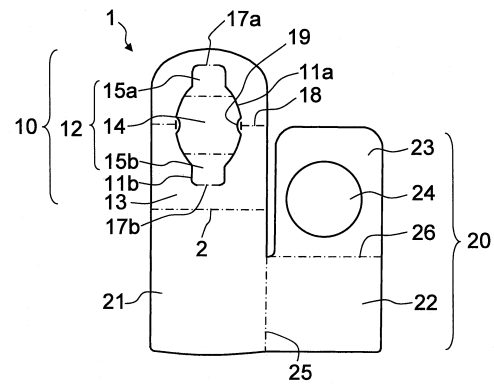
【 図 3 】



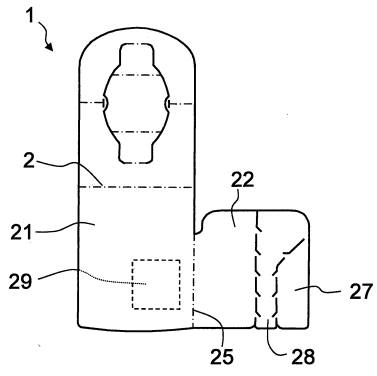
【 図 2 】



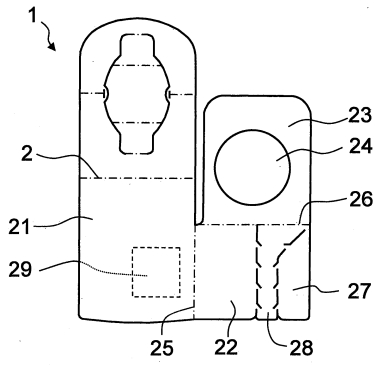
【 図 4 】



【図5】



【図6】



フロントページの続き

審査官 宮本 昭彦

- (56)参考文献 特開2005-107469(JP,A)
特開2009-223077(JP,A)
特開2005-025143(JP,A)
特開2010-204258(JP,A)
特開2006-058767(JP,A)
特開2009-227291(JP,A)
特開2008-233633(JP,A)
米国特許出願公開第2005/0183298(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G09F 1/00 - 3/20
B65D 23/00 - 25/56